

液状化貨物の安全対策等について審議、 ニッケル鉍は Group”A”貨物として基本合意

～IMO 第 16 回 危険物・固体貨物・コンテナ小委員会（DSC16）審議結果概要～

国際海事機関（IMO）の DSC16 が、2011 年 9 月 19 日から 23 日までロンドンにて開催され、IMDG コード（国際海上危険物規程）、IMSBC コード（国際海上固体ばら積み貨物規則）、海洋汚染防止条約附属書 V（船舶からの廃物により汚染の防止のための規則）等に関する審議が行われた。

1. IMDG コード（国際海上危険物規定）改正の検討

（1）背景・経緯

同コードは、危険物運送の実態等に対応して 2 年毎に改正が行われている。今回、第 36 回改正案として新たな危険物の指定に関する改正等の審議が行われた。

（2）審議結果

今年 4 月の Editorial and Technical Group(以下、E&T グループ)において取りまとめられた第 36 回改正案については、危険物に関する個別の運送要件の改正等が合意された。

主な審議結果は以下のとおり。

➤ 新たな品目

クリルミール、電気二重層キャパシタ等、11 品目が追加された。

➤ 規定違反に関する他の締約国への通知

外国法人が当コードの規定違反をした場合、その法人が本社を置く国の主管庁に通知する提案が合意された。

➤ 海洋汚染物質の専門的名称の記載

少量危険物の場合、容器への名称の表示は不要であるが、輸送書類への記載は必要であることが合意された。

なお、今回合意された改正案については、来年 2012 年 5 月に開催される第 90 回海上安全委員会（MSC90）において採択される予定である。

2. IMSBC コード（国際海上固体ばら積み貨物規則）改正の検討

（1）背景・経緯

同コードは、固体ばら積み貨物輸送時の危険性を踏まえ、より安全な海上輸送を目的に、本年 2011 年 1 月 1 日に強制化された。

現在、176種類の貨物について個別スケジュール(*)が採用され、これらの貨物については輸送要件が定められているが、まだ多数の貨物の個別スケジュールが未採用である。未採用の貨物を運送するには、積み地主管庁の承認が必要であることから、今次会合に向け、個々の固体ばら積み貨物に掛かる詳細要件についての提案がわが国を中心に多数出された。

また、前回会合より、安全対策等が検討されていた鉄鋼粉やニッケル鉍の液状化問題や液状化貨物の判定基準に関する提案について検討が開始された。

(*) 「個別スケジュール」貨物の特性・性質および適切な積載方法などの情報として同コードの付録1に掲載

(2) 審議結果

今回多数の提案があった新規貨物の個別スケジュールについては、他の提案の審議が優先されたため、今次会合では審議されずに、来年3月開催のE&Tグループで審議されることとなった。

鉄鋼粉に関しては、個別スケジュールに関するわが国提案を含む複数の提案に基づいて審議が行われたが、今次会合では合意に至らなかった。今後、Correspondence Group (以下、CG) のを設置し、検討を行う。

また、ブラジル提案により、DSC15で出された鉄鉍粉の運送に関するDSC Circularの一部改正が行われることとなった。

一方、ニッケル鉍を含む液状化貨物の安全対策について審議が行われ、ニッケル鉍についてはGroup “A”に分類することで基本合意が得られ、来春のE&Tグループで詳細について審議が行われることとなった。

なお、ニッケル鉍に関しては、フランスからニューカレドニア産ニッケル鉍についての新しい運送許容水分値決定方法を来年早々に公表できる見通しとの発表があった。

3. MARPOL 条約附属書 V 章における環境有害物質の分類基準

(1) 背景・経緯

MEPC62において、船舶からの廃物の洋上への廃棄が原則禁止となる改正MARPOL条約が承認された。これに伴い、環境有害物質である貨物の残渣およびホールド洗浄水は海洋へ排出することが禁止される。また、環境有害物質の分類基準については、DSC16で審議することとされた。

(2) 審議結果

今次会合において、急性毒性および慢性毒性を有する貨物ならびにプラスチックを含む貨物を環境有害物質とすることで合意された。しかし、急性毒性および慢性毒性以外の毒性等についての基準については意見が別れたため、MEPC63にて引き続き審議されることとなった。

4. 閉鎖区画への立ち入りに係る訓練の義務化

(1) 背景・経緯

閉鎖区画での人身事故を受け、前回DSC15において「閉鎖区画からの人員救出を訓練に取り入

れるべき」との意見と「安全管理システムにおける乗組員の教育の欠如が事故原因であり、乗組員の安全管理システムに対する意識を向上させることが重要」との意見が別れ、今次会合において検討することとなっていた。

(2) 審議結果

訓練の義務化を支持する国が多く、閉鎖区画への立ち入りに係る訓練の義務化のための SOLAS 条約の改正案が合意された。

当改正案は、来春の STW 小委員会で審議、MSC90 で承認される予定である。

5. 甲板積木材運送の安全実施基準の見直し

(1) 背景・経緯

今年5月の MSC89 で承認された甲板積木材運送の安全実施基準の改正案が出されていた。

(2) 審議結果

今次会合において改正案の一部修正で合意した。

安全実施基準の見直しにおいて加味された要素は、以下のとおりである。

- ① 氷による重量増加の要因
- ② Loop Lashing for timber packages
- ③ Restricted Sea Area の定義を追加
- ④ 表 7.1-7.3 は計算例としては古いので廃止

修正改正案 (Draft 2011 Timber Deck Code) は今年11月の第27回総会で採択される予定である。

6. その他

6.1 コンテナ損失防止策

(1) 背景・経緯

MSC89 において、コンテナの損失防止に関する提案の検討がされ、その際、船積み前のコンテナ実重量の確実な証明行為が行われるよう SOLAS 条約の具体的改正を DSC にて検討することとなった。

今般、World Shipping Council(WSC)およびInternational Chamber of Shipping(ICS)等より「船積み前のコンテナの実重量の証明を確実に証明することが可能であり、また、SOLAS 改正に取り入れるべき具体的な計測方法や要求される書類」についての提案が提出され、今次会合で当該提案について各国に意見が求められた。

(2) 審議結果

わが国から「陸上輸送での事故防止や安全性向上にも必要であり、今後の進展に向けた積極的な取り組みに期待する」旨をコメントした。また、ドイツ、オランダ、アメリカ等11カ国が当提案を支持した。これを受け、WSCおよびICS等は次回会合に具体的なSOLAS条約改正案を提示するように要請された。

6.2 コンテナ安全国際条約の改正

(1) 背景・経緯

2010年11月に開催されたMSC88において、コンテナ安全国際条約および附属書の用語の不統一を解決するための検討をDSC16で行うこととされ、同条約附属書の改正案が今次会合に提案されていた。

(2) 審議結果

今次会合で、コンテナ安全条約2010年改正の修正と同時に、全ての1993年改正の修正を実施することが合意された。

以上

(海務部 河野)